

2024年7月19日（金）  
愛知県尾張県民事務所環境保全課  
環境保全第一グループ  
担当 丹羽、内田  
ダイヤルイン 052-961-7254  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 林、福嶋  
内線 3050、3057  
ダイヤルイン 052-954-6225

## 岩倉市における土壌汚染について

ミヨシ油脂株式会社（東京都葛飾区）が、岩倉市内の同社名古屋工場において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 報告内容

#### (1) 報告者

ミヨシ油脂株式会社

#### (2) 報告年月日

2024年7月19日（金）

#### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県岩倉市野寄町西出1番1の一部  
のより にして

#### (4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

#### (5) 調査結果

##### ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 /調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	0.019mg/L (1.9倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～1.0m	2 / 62
砒素及び その化合物	0.029mg/L (2.9倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～3.0m	6 / 62
ふっ素及び その化合物	0.99mg/L (1.2倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～1.0m 2.0m	3 / 62

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

- イ 土壌含有量  
全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。
- ウ 地下水  
全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所の一部は、工場建屋内であり、その他の部分についてはコンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。  
県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

ミヨシ油脂株式会社 名古屋工場  
住所 岩倉市野寄町西出1番1  
電話 0587-37-5111 (代表)

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

5,862.29 m<sup>2</sup>

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1966年から界面活性剤等の製造を行っているミヨシ油脂株式会社名古屋工場の敷地の一部で、現在は原料や製品の倉庫、通路等として利用されています。今回汚染が判明した各物質は、事業所内において、取扱履歴がありますが、調査対象地内において、取扱履歴はありません。また、当該物質に係る漏洩事故の記録もありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図

## 参考

### ○ 基準を超過した特定有害物質について

#### ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

#### ・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kgあたり砒素として1.5～500mgと考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

#### ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)